



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会加古川支部

広報委員 伊藤智子

令和8年10月から「ふるさと納税」が変わります

「ふるさと納税」は、自身が選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附金額のうち2,000円を超える部分について、所得税および個人住民税から原則として全額が控除される制度です。納税者が応援したい自治体を選び、その使途を指定して寄附ができ、地域の名産品などの返礼品も受け取れるとして人気ですが、令和8年10月から新たなルールの下での運用が始まり、事業者（返礼品提供者）や寄附者（納税者）にも影響があります。

※本稿は、令和8年6月1日現在の情報に基づいています。

返礼品競争の過熱を抑え地場産品の活用を促すことが目的

自治体が寄附を募集するにあたっては、返礼品の調達費用やポータルサイト手数料、広告費、送料などの経費が発生しています。現在は、返礼品の額（寄附金額の30%以内）と関連経費の合計（募集費用）が寄附金額の50%相当以下とされています。

令和8年10月1日^①からは段階的に、募集費用の割合を寄附金額の40%相当以下、自治体に残る寄附金額（寄附金活用可能額）の割合を60%相当以上とされます。また、一般消費者に対して販売する際の「一般販売価格」よりも、自治体への納入価格が合理的な理由なく高額である場合は、返礼品として認められません。

図表：自治体に残る寄附金額（寄附金活用可能額）の割合の引き上げ

改正前	寄附金額	
	募集費用 50% 相当以下	寄附金活用可能額 50% 相当以上
改正後	寄附金額	
	募集費用 40% 相当以下	寄附金活用可能額 60% 相当以上

※令和11年9月30日までは経過措置あり

新たなルールでどうなる？

【事業者（返礼品提供者）への影響】

今回のルールの見直しは、自治体側の運用を厳格化・透明化するもので、事業者（返礼品提供者）は、返礼品の価格（付加価値）についてきちんと説明することが求められます。このため、資料の準備をはじめとした事務コストが増える見込まれます。

【寄附者（納税者）への影響】

寄附者（納税者）にとっては自治体に残る寄附金額（寄附金活用可能額）の割合が上がることから、これまでと同じ寄附金額でも返礼品の質や量が下がったり、同じ返礼品でも寄附金額が上がったりするケースが想定されます。

ふるさと納税によって寄附金控除を受ける

ふるさと納税によって寄附金控除を受けるには、原則として確定申告が必要です。ただし、給与所得者の場合、一定の条件を満たせば確定申告を行わずに控除を受けられる「ワンストップ特例制度」を利用することもできます。

あるふるさと納税ポータルサイトの調査によれば、ふるさと納税をしている人の4人に1人が「寄附金控除を受けたことがない」とのことです。

せっかく寄附をしたのに、寄附金控除を受けないのはもったいないもの。最近では、ワンストップ特例も確定申告もオンラインで簡単にできるようになっています。期限内に、忘れずに手続きするようにしましょう。

参考文献：「事務所通信2026年8月号」（TKC出版）

